

## 一 『福島原発事故分析検討会』の「非常用復水器に関する分析」について その2

**Nスペ取材班が解けなかった“謎”の解明**

前号『鳴り砂No.312 別冊』（2024.11.20）では、規制委『東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会』（以下「検討会」）で「非常用復水器（IC）に関する分析」が始まったことを受けて（1回目7.22、2回目11.14）、地震後・津波襲来前の1号機での自動起動したICを「手動停止」したことによる“冷却不足”が事故拡大の最大要因であり、特に、東電が未だに主張する（＝決して撤回しない）「温度低下率遵守のためのIC手動停止」がそもそも保安規定・炉等規制法に反する操作であったこと、また、地震後の適用手順書論議における「地震手順書」（2010.2.11施行）隠しや、運転員らの2010.6・7保安規定・手順書改訂による「SRV（逃し弁）」から「IC優先作動」への変更に対する無認識や「プール冷却開始」に見られるIC特性の無理解、手動停止後の温度低下率規定を満たさない不慣れたIC手動操作などは、いずれも事故前の第26回定検時（2010.3～10）にそれらの周知・教育・訓練を実施しなかった東電の「保安教育の不備」に起因すること、などを明らかにしました。

それらを踏まえて、本稿では、2回目検討会（11.14）での規制委・安井氏の「津波襲来時点までのICの操作…を理解し、今後の教訓を抽出する観点から」の考察・質問【48回資料3-1】に対する、東電の“的を外れ”の資料「1F1のICの設計・運転から得られた教訓の革新軽水炉への反映について」【48回資料3-2】について検討し、IC問題のバイブル（？）とも言える前号引用のNスペ取材班「福島第一原発1号機冷却「失敗の本質」」（講談社現代新書2017：以下『失敗の本質』または「同書」）で“謎”とされた2010「IC優先作動」に先立つ運転初期の「ICからSRV」への方針転換理由について解明し、今後の検討会での検討課題を明らかにしたいと思います。  
 ≪謝辞：本稿作成中、同書や【47回資料2-1】4頁「ICの起動の経緯」の情報源と思われる、後出「JAEA（日本原子力研究開発機構）論文」＜久木田豊、渡邊憲夫「福島第一原子力発電所1号機において地震に起因する冷却材漏えいが事故の原因となった可能性があるという指摘について」JAEA-Technology 2014-036

（2014.11）pp.9-11＞および申請書類の‘再見直し’＝上記“謎”解明につながるキッカケ・動機を与えて下さった、辰巳裕規弁護士（原発賠償ひょうご訴訟弁護団）に感謝いたします。≫

**(1) 「IC」から「SRV+RCIC」への世代交代と、ICの再評価**

東電の【48回資料3-2】では、国内初期の敦賀1・福島一1号機の「BWR3」では、ICが「逃し安全弁(SRV)と異なり原子炉からの蒸気放出を伴わないことから、原子炉水位を維持しながら原子炉圧力を制御可能な手段として採用」され（それ故15:07以降のプール冷却操作は不要ですが、その点には言及せず）、一方、福島一2号機以降の「BWR4」では、「SRVで原子炉圧力を制御し、RCIC(蒸気駆動のポンプ)による原子炉外からの注水で原子炉水位を制御」する方式が“主流”となった経緯が述べられています。そして、その「考えられる背景として、ICに比べ機器サイズ等の面からプラントの出力増加への対応がしやすい等の要因」があったこと、すなわち、同資料では明言されていませんが、「IC方式」ではプラント出力増に見合う冷却能力を維持するには原子炉建屋上層階に設置する（重力による自然循環のため）冷却タンクの巨大化が必要で、それには設置スペースの確保やタンク階下の柱・壁・床の高強度化・耐震化が不可欠ですが、それらは‘原発建設の最優先事項’である原子炉建屋の小型化＝使用鉄筋・コンクリート低減によるコスト削減に反するため、小型設備で済む「SRV+RCIC（隔離時冷却系）方式」に置き換わった＝世代交代したのです。

そして、最近、ICが革新軽水炉において再評価されている理由として、「静的炉心冷却システムの最大のメリットとして、外部からの電源や水の補給なしに相当期間の冷却が維持できる」ため、「炉心損傷に至る可能性のある事故シーケンスのうち、高圧注水機能喪失(TQUX)、全交流電源喪失(TB)、崩壊熱除去機能喪失(TW)等に対し炉心冷却の維持と崩壊熱除去を行うことで炉心損傷の防止に寄与できる」ことを挙げています。皮肉にも、これはそ

のまま、東電が隠し続ける、福島原発事故時に IC が手動停止されなかったなら果たし得た“優れた機能” についての説明になっていません。

## (2) 2010「ICの位置づけ」の『コペルニクスの転換』がIC手動停止の原因

ところが、同資料で東電は、「1F1のICの位置づけは(タービントリップ時のバイパス弁開失敗、主復水器真空低下、主蒸気隔離弁閉鎖のような)「主復水器が利用できない場合に、原子炉の崩壊熱を除去する」(設置許可申請書記載)であり、運転時の異常な過渡変化～設計基準事故への対応を主眼とした設備」(マ)だとし、3.11地震後にICの“優れた機能”を十分に‘活かせなかった／活かさなかった’のは、「異常な過渡変化～設計基準事故」という東電が勝手に設定・限定した「ICの位置づけ」を超えて事態が進展・悪化したためで、‘仕方なかった’かのように弁明しています。

でも、過渡変化時だけでなく、スクラム・MS I V閉という事故時にも優先作動するよう保安規定・作動圧を変更し、“眠っていた”IC (イソコン) の位置づけを変えたのは、まさに東電自身(上層部の独断?)です。すなわち、2009年2月の1号機でのトラブルに伴い「イソコンとSR弁の作動する順番についても改めて議論」され、「SR弁より先にイソコンを作動させた方が、原子炉の水を失うことなく崩壊熱を冷やせることから、イソコンを優先すべき」となり、「71. 3気圧になったらイソコンが起動して、原子炉を冷却」し、「SR弁の設定値は、イソコンより高い72. 7気圧に設定」したのです<『失敗の本質』pp.104-106。JAEA論文にも同旨の指摘>。

ところが、東電上層部は、そのような「ICの位置づけ」の『コペルニクスの転換』の及ぼす“広範・多面的な影響”を考えもせず(機械・ロボットのソフト・プログラム変更と違い、生身の人間＝運転員の操作手順の変更は即座には不可能)、東電は「変更の周知をし、マニュアルにも反映させた」<同書p.106>と主張していますが、最も主要な「スクラム・MS I V閉」手順書【48回資料3-1: 15頁】でも「6. 原子炉圧力調整」後に‘IC作動時には不要’な「7. S/P冷却」指示が放置されていたように、SRV作動が前提の各種手順書の改訂作業すらできず、ましてやIC作動手順の運転員への周知・教育・訓練などできたはずもないのです。だからこそ運転員らは、2号機に

つられて‘習熟したSRV手順’に従ったプール冷却を実施したり、地震後に(SRVではなく)ICが自動起動したのは前年の「位置づけ」変更によるものだと理解できず、「炉心冷却の維持と崩壊熱除去を行うことで炉心損傷の防止」が可能だったICを、‘作動時には当然生じる’「炉圧の急低下」に驚いて、慌てて手動停止させたことは明らかです(その正当化に「温度降下率遵守」を思いついただけ)。

## (3) 東電すら暗に認める「ICの実作動検査」の必要性

また、規制庁の「ICの実動作時の挙動が関係者間で共有されていなかったことが、事故当時発電所の対策本部でICが停止していたことを把握するに至っていなかった要因の一つではないか」【48回資料3-2: 8頁】という指摘に対し、東電は、「革新軽水炉への反映」を目的とした【…今後の方向性】において、「…定期的の実動作試験を実施し、実動作時の挙動や状況を関係者間で共有」することが必要として、実動作試験での「確認方法の例として、弁を開いて原子炉蒸気を通気し①原子炉蒸気が冷却・凝縮されて原子炉に戻る水の流量・温度を確認する方法、②冷却水の温度等を確認する方法等が考えられる」【同8頁】と、他人事のように述べています。

ここで述べられている「実動作試験」について、『失敗の本質』によれば、IC (イソコン) 作動時の「ジェット機のエンジン音」のような轟音と「原子炉建屋全体を包み込んでしまうほどの大きさ」まで「雲のように一気に広がる」蒸気噴出が周辺住民を驚かせることへの懸念や、「放射性物質の漏洩リスク」から、実動作試験も含めて「使用を避けたいというイソコンへのネガティブな雰囲気」が生じ、「1970年代半ば以降、イソコンが封印」されたとのこと<同書第2章>。そして、「アメリカでは、5年に一度イソコンを実際に稼働させる実動作試験を行っていた」のに対し、「福島第一1号機の運転員は、BWR運転訓練センターで、ICを含まない異なる設計の4号機を標準にしたシミュレーターを用いて訓練を受けていた」<同書第3章。JAEA論文にも同旨の記載>、また、規制側の国についても、「アメリカでは、…イソコンの実動作試験が規制要求」されたのに対し、日本では、『保安規定』に「イソコンについて定例試験(サーベランス)を行うことが明記されたものの、定期検査の際にバルブの開閉などを確認するだけで、実

際に装置を作動させる内容にはなっていない。おらず、東電も「イソコンの作動確認については、弁を開け閉めさせる試験をもって担保」し、原子力安全・保安院（当時）幹部も「弁の開閉訓練だけで十分と考えられていたのだろう」と述べ、実作動試験に伴うリスク（注：原子炉の不安定化や経年劣化促進、放射能漏洩、轟音と雲）から「規制当局も特段の要求をしてこなかった」、と説明されています（同第3章）。

これらの経緯を踏まえれば、革新軽水炉のための【今後の方向性】ではなく、まさに「福島原発事故の原因分析」のため、東電がICの実動作試験を回避し、規制当局もそれを黙認した経緯・理由・責任を、検討会で改めて究明することが必要です。

#### (4) 「ICの実動作検査」忌避が1号機事故拡大の最大要因

このように、東電も実動作試験を実施せず（東電の責任）、規制当局もそれを黙認（国の責任）するという状況が長期間放置され、ICは、保安規定上‘仕方なく’定検時に操作盤上で「弁の開閉訓練（スイッチ操作）」をするだけで、実際には作動が想定されない“封印された装置・遺物”となっていました（\*理由は(5)で後述）。

ところが、(2)で述べたように、2010年に突如「IC優先作動」に変更され（封印が解かれ）、一方で（変更後の第26回定検等で）その周知・教育・訓練は一切なされなかった結果、事故当日、1号機運転員（や吉田所長ら）の誰一人として、最も基本的なICの優れた特性、例えば、①原子炉水位は減少せず（注水不要）、②（SRVと違い）SP冷却不要、③起動直後には「轟音・蒸気噴出」は生じない、④一定時間作動後には「ブタの鼻」からの「轟音・蒸気噴出」により‘目でも耳でも’ICの作動状況が確認可能、⑤ICタンク水補給なしに8～10時間は作動可能、などを正しく認識しておらず、そのため、地震直後・自動起動後にはICの特性（①～③）を生かした的確な運転操作はなされず（手動停止、SP冷却開始、作動音証言）、さらに津波襲来後にはICの作動停止・冷却不能（④、⑤）を早期に把握できず（「ブタの鼻」の確認をせず、タンク水補給準備もせず）、電源回復よりも優先すべき“冷却機能回復”のための緊急対応が全くなされず、早期の炉心溶融・水素爆発等を招いたのです。

この点は、政府事故調も、「当直のみなら

ず、発電所対策本部ひいては本店対策本部に至るまで、ICの機能等が十分に理解されていたとは思われず、また社員がその運転操作について習熟していたともいえない。非常時において、炉心損傷を防ぐ手段として冷却を行うことは、何よりも優先事項のはずである。そうした重要な役割を果たすことが期待されるICの機能や取扱方法に関する社内の現状がこのような状況にあったことは、原子力発電所を運営する原子力事業者として極めて不適切であったというしかない。」（政府事故調中間本文・473頁）と、厳しく批判しています。

#### (5) ICからSRVへの初期の方針転換：Nスペ取材班が解けなかった“謎”

2010年「IC優先作動」に関連して、Nスペ取材班は、膨大な原子炉設置許可・設置変更許可申請書を読み込み（同書p.83）、1980年申請に基づき1981年にSRVを海外製から国産に変更したのに伴い（同p.103）、作動圧が74.4気圧から72.7気圧に変更され、IC（イソコン）の設定圧は72.7気圧（15秒継続）のままだったため、それ以降は「SRV優先作動」に方針転換された、と推定しています（同pp.93-95等、第2章）。ただし、その理由は東電の内部調査によっても明らかにならず、「方針転換の詳細は、謎に包まれたままになってしまった」（同p.104）と述べています。

#### ① 東電の‘IC実動作試験忌避’理由に合理的根拠なし

このNスペ取材班が解けなかった“謎”を筆者なりに解明すると、まず、東電（およびNスペ取材班）が‘IC実動作試験忌避’の理由として強調した「（試験時の配管破損により）大気中へ放射性物質を直接放出させるリスク」（同p.97、108）については、最初の

「S41(1966).7申請：添付書類10（故障・事故等の説明書）」【下】に「1.4.3 非常用復水器の破損」という項目があり

1.4	その他の事故	.....
1.4.1	制御棒駆動系の故障または破損	...
1.4.2	主要弁類の故障	.....
1.4.3	非常用復水器の破損	.....
1.4.4	給水喪失事故	.....
1.4.5	主復水器真空度の喪失	.....
1.4.6	計器用空気の喪失	.....
1.4.7	初圧調整装置の故障	.....

（S40.10申請敦賀1の添付書類7でも同様）、“当然設

S41.7 : S41.11.10 一部訂正

置される” 「高温アラーム」や「放射能モニタ・アラーム」によって配管の早期破損検出・隔離＝放射性物質放出防止が可能であり、また、事象手順書第3章「配管破断事故」

(2010.1.16改訂)の「3-5 非常用復水器系蒸気管破断」でも、温度・放射線モニタ・蒸気圧力などの異常検出・警報発信により、速やかに手動隔離＝放射性物質放出防止できる手順が定められており、上記忌避理由に合理的根拠が全くないことは明らかです(加えて、『鳴り砂 No.267、270』で指摘したように、試験時に破損・漏洩が見つければ事故時の破損防止になるので、なぜ実作動試験を忌避するのか、筆者は未だ腑に落ちません)。

## ② 「S43変更」の最大のポイントはHPCI設置

次に、「S43(1968).11変更申請」【右上】では、「非常用復水器の破損」の項目は消えています。その理由は、「ICが作動しないなら破損の心配はない」ことに鑑みれば、この頃ICからSRVへの方針転換がなされたことが推測できます。それは、申請書で「1970年9月以降、1977年2月まで…イソコンの記述が途絶え」た<同p.91>こととも整合します。

そして、そもそも「S43変更」の最大のポイントは、「高圧注水系HPCI」が「非常用冷却設備」に“追設”されたことです【右上】。

これは、最初のS41申請時(経費節減のため?HPCIなし)には、配管破断による「冷却材喪失事故」に対して「給水ポンプ注水」で漏出分を補給していた【右中:S41添付書類10】のに対し、おそらくS43頃に、小口径配管破断(小LOCA:原子炉は高圧のままのため、低圧注水系は機能不能)の危険性が強く認識され、また安全指針で「単一故障仮定」が求められるなどして、「給水ポンプ故障」を前提とせざるを得なくなり【右下:S43添付書類10】、HPCI設置が必要となったのではないのでしょうか

「General Electric Advanced Technology Manual Chapter 6.1 Emergency Core Cooling Systems and RCIC」USNRC HRTD Rev 0114 参照>。

## ③ 「IC」から「SRV+HPCI」への変更

1.4	その他の事故
1.4.1	制御棒駆動系の故障または破損
1.4.2	主要弁類の故障
1.4.3	給水喪失事故
1.4.4	主復水器真空度の喪失
1.4.5	計器用空気の喪失
1.4.6	初圧調整装置の故障

S43.11 : S44.2.15 一部改正

a. 非常用復水器	変更なし
b. 炉心スプレイ系	変更なし
c. 高圧注水系	
1次系配管の中小破断時に、蒸気タービン駆動ポンプにより復水貯蔵タンクの水あるいはサブプレッション・プールの水を給水管を経て炉心へ注入して、燃料の過熱を防止する。	
系統数	1
流量	約 680 T/hr
ポンプ数	1

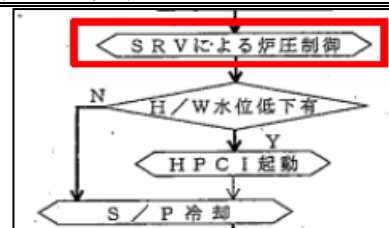
a. 小破断の場合
小破断により冷却材が少量漏出する場合は、ドライウエル温度および圧力上昇、ドライウエル・サンプ水位上昇によつて検出できる。漏出分は給水ポンプの給水によつて補給される。

原子炉水位が低下すると、給水系は流量を増し水位を上げる方向に働くが、ここでは、安全側に給水系が事故と同時に使用不可能となった場合を考え、事故を下記のように、小破断、中破断、大破断事故に分け、それぞれの事故の様相および事故対策を述べる。

a. 小破断の場合
冷却材の漏出が始まると水位は低下し、原子炉水位異常低下信号で、高圧注水系が起動し、原子炉への注水を開始する。

高圧注水系単独で燃料被覆の溶融を防止できる破断面積は液相破断の場合、約0.07 t<sup>2</sup>までである。なお、高圧注水系のバックアップとして、自動速がし弁がある。この系は、蒸気をサブプレッション・プールへ放出することにより、原子炉の圧力を急速に低下させ、炉心スプレイ系が早期に作動しうるようになるためのものである。

上記S43の「HPCI追加」はNスペ取材班も認識していましたが<同p.123>、残念ながら次の点を見逃しています。すなわち、(1)で述べたBWR3「IC」からBWR4「SRV+RCIC」への世代交代とほぼ同様に、1号機では、HPCI追加により、「IC」による減圧・冷却・水位保持から、「SRV+HPCI (RCICより10倍強力で「大は小を兼ねる」)」による減圧・冷却・注水への“重大な方針転換”が可能となったのです【右上2つは【47回資料2-1:12頁】の「1号



機事象手順書」より、上はフローチャート抜粋、下は操作員 (A) 手順9、10。右下2つは、同1号機手順書に対応する「2号機事象手順書」の抜粋】。

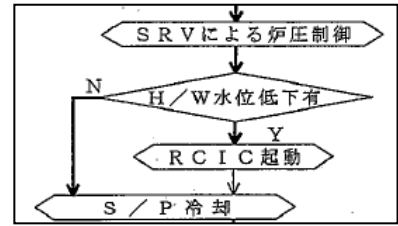
そのため、Nスペ取材班指摘の「SR弁を使った冷却」のリスクである「空焚き」防止のため「原子炉には別の装置ですぐに水を注入し、冷却する必要がある」<同p.100>という懸念は、まさに「別の装置」= HPCIにより解消されることから、S43頃にはSRV作動に「大きく方針転換した／できた」と推測されます。

付言すると、1970年整理「第72部会」資料（重大事故時の炉圧の減圧曲線：原子力資料情報室・上澤千尋さん提供）では、まず「逃がし弁（逃がし弁+HPCI）」作動時のグラフが掲載され、そのあとに「非常用復水器」作動時のグラフが掲載されていましたが、やはりS45（1970）時点で既に前者が“主流扱い”だったため、先に掲載されたのではないのでしょうか（同資料でまずICの能力を知りたかった筆者は、上記の掲載順に違和感を覚えていましたが、ようやく納得）。さらには、「SRVの容量増強」【上はS41.7申請。下はS43.11変更】も、「SRV+HPCI」への方針転換・実作動（+当初400MW⇒460MWへの出力増）に備え、3基から4基に増やされたものと思われる。

「IC」から「SRV優先作動」への方針転換が、Nスペ取材班の言う1981年頃だったのか、あるいは筆者推測の1968年のHPCI設置時点かは、ICやSRVの作動

6. 原子炉圧力調整	8. SRVによる原子炉圧力制御指示	9. 原子炉圧力上昇時は、SRVを順次「手動開」又は非常用復水器使用により、原子炉圧力「7.06MPa」～「6.27MPa」に維持実施、報告（SRVを開くと原子炉水位は急上昇後低下する） SRV「手動開」順序A→C→B→D
		10. ホットウェル水位が低下するようであればHPCI系「手動起動」し、原子炉水位維持実施、報告

設定圧などを初期の保安規定等で確認するしかありませんが



7. 原子炉圧力調整	9. SRVによる原子炉圧力調整指示	10. 原子炉圧力上昇時は、SRVを順次「手動開」にて、原子炉圧力「7.26MPa」～「6.37MPa」に維持、報告（SRVを開くと原子炉水位は急上昇後低下する） SRV「手動開」順序D→A→H→E→F→C→B→G
		△ 11. ホットウェル水位が低下するようであればRCIC系「手動起動」にて原子炉水位を維持、報告（必要があればHPCI系「手動起動」）

(H4(1992).6.29事故ではSRV作動後にIC起動)、それらも含めて、JAEA論文や『失敗の本質』で提起された様々な問題について、今後の検討会では、東電の詭弁・ごまかし回答に惑わされることなく、原資料に基づき、真相究明・責任追及してもらいたいと思います。

<2024. 12. 24>

(仙台原子力問題研究グループ I)

逃がし弁	形式	電磁式
	全容量	約 820 T/hr
	吹出し場所	サブプレッション・プール

逃がし弁	形式	変更なし
	全容量	約 1,090 T/hr
	吹出し場所	変更なし

右上へ

## 裁判は退けられるも、私たちは敗者ではない

…「子ども脱被ばく裁判」最高裁棄却決定とこれから…

「子ども脱被ばく裁判」を支援するみやぎ連絡会 服部賢治

2024年11月29日、最高裁判所第二小法廷は「子ども脱被ばく裁判」の上告棄却を決定しました(※)。2023年12月の二審・仙台高裁での敗訴後、鳴り砂307号や310号にて、最高裁に係り、この間の取組みの様子などを報告していましたが、期待していた口頭弁論はついに開かれず、門前払いのような形で訴えは退けられました。極めて残念です。裁判は突然の終結を迎え、甚だ不当ではあるものの、これからの展望

を試みたいと考えています。

### ●崇高な価値を投げ捨てた司法

まず、この棄却決定が意味するものは何かというと、子どもたちや住民に異常な被ばくをさせ、仮に健康被害があったとしても、それよりも原発再稼働、もしくは、核利用に関わる利権温存や核兵器保有を優先するというこの国のかじ取りを、司法が追認したという歴史的な分岐

点であることです。加えて、事故後の国や行政の住民や子どもたちの被ばく防護に対する十分な対応が焦点化されていましたが、司法がそれをまるっと容認したことにより、次の破局的な原発事故時、同じことが繰り返され、子どもたちや住民のいのちや健康は二の次にされることが、あらかじめ準備されたこと。さらには、2022年6月17日に最高裁判決で示された、「(原発事故の)責任は国にはない」という判決に顕著のように、国の事故責任を免罪し、原発利用の回帰に道を開くための露払いとして、司法が大いに加担している、という実態です。

そういった点で、この「子ども脱被ばく裁判」は非常に重要な訴訟でした。単に、裁判当事者がいちじるしい被害を受け、権利回復を訴えた、という狭い問題に留まらないものです。

原発事故後、放射性ヨウ素 $^{131}$ Iが高濃度に漂っていた時期だけでも、まがりなりにも適切な被ばく防護、避難処置を執っていたら、福島県内の主要都市である、福島や郡山、いわき市などからの避難も正当に評価・支援され、その後のこの国の選択、未来は変わっていたかもしれないでしょう。なぜなら、子どもたちや住民のいのち、健康を最優先に考え、避難などの具体的施策を実行できるのであれば、それを脅かす危険な原発への評価や核利用への認知が社会的に整えられ・改められ、いつ爆発するかもしれない過酷事故が起きれば取り返しのつかない原発なんて、まっさきに排除されるだろうから。



【2024年9月26日 最高裁判所正門前にて  
(原告・弁護団ら)】

### ●亡霊に与せず未来を歩もう

何より、この訴訟の核心は以下であろう。平和憲法下でこの国や行政、司法は子どもを守るだろう、という期待が裏切られ、幻想であったことを誰の目にもわかりやすく、白日の下にさらけ出した。

さかのぼると、アジア諸国やアメリカなどに対し、国策として総力をあげて武力侵攻していた第二次世界大戦争中、国内では「(負けていても)勝っている」、ただ逃げるだけで退却してい

ても「戦略的転進」などと、当時の軍部や政府は真実を伝えずに「大本営発表」を繰り返し、本土決戦のための時間稼ぎとして沖縄の人々を犠牲にし、ついに、アメリカ軍による原爆投下や対日ソ連参戦など、さらなる壊滅的状況を招いたことで、ようやく敗北を受け入れた。

第二の敗戦、と呼ばれたこの福島原発事故においても、子どもたちや住民に無用な被ばくをさせ続けていること、若年者の甲状腺がん罹患多発、そして、事故責任を誠実に認めようとしない、国、行政、最高裁を頂点とする司法、御用学者、東京電力や原発を運用する各電力会社について、同様の無責任な事態が繰り返されている、と指摘せざるをえない。弁護団の共同代表である井戸謙一弁護士は2012年8月24日、文科省前でのスピーチで次のように話しています(以下、要約抜粋)。「3・11後、この国が市民を守ろうとしないことや、放射線管理区域より高い年間20ミリシーベルト以下の汚染地域に子どもたちを縛りつけ被ばくさせることに、ショックを受けたこと。これらの事実や裁判が、マスコミによってほとんど報道されないこと。」

このような何重にも異常で困難な状況下、ある日突然平穏な日常を奪われ、傷つけられ続けてきた汚染地域の子どものたちや住民が、あたり前の主張をしていることを、あたり前のこととして認めさせるべく、法廷闘争が行われてきました。

本件上告棄却決定と前後して、宮城県内では、女川原発再稼働差止訴訟、大崎住民訴訟の二審判決があり、いずれも不当判決が言い渡されました。核利用に関して司法の独立性を自ら放棄したかのような不誠実な態度が明らかになるにつれ、三権分立という根幹的体制への信頼が失われています。裁判をきちんとさせるというあまりに情けない要求をしなければならない現状に、裁判団体の枠組みを越えて連携していく市民連帯や団結・大衆運動の必要性を感じています。



【2024年9月26日 最高裁判所正門前にて】

## ●感謝とこれから

2014年8月の福島地裁への提訴以来、いえ、前身のふくしま集団疎開裁判＝仮処分裁判を含めると、この法廷闘争は実に14年近くになろうとしています。小さな訴えが最高裁に至るまで、この間、実に多くの支援が寄せられました。私からも感謝を申し上げたい。

2024年7月以降、裁判の会は最高裁への口頭弁論開催を要請するにあたり、一声運動として、最高裁へのハガキを書いていただくよう呼びかけていましたが、全国各地から集まった計1355通ものハガキを3回に分けて提出できました。ほか、二審判決まで、公正な審理を求める署名も10万筆以上が集まったと聞いています。上告棄却決定という事実を私たちは受け入れなければなりません、それは、単に裁判・独立性を放棄した司法に負けた、ということであって、私たちは決して社会的な敗者ではありません。これまで培ったつながりや経験を何らかの形で継承し、被ばく防護＝子どもたちのいのちと健康を守るため、正当な施策を国や自治体に

求める運動を決して終わらせることなく、これからもともに歩みを進めていきましょう。

最後に、裁判の会主催による総括集会が2月4日に東京都内で行われます。子どもたちのいのちや健康を護らない社会に未来はありません。今後の展望を紡ぐ本集いへのご参集、ご注目をお願いいたします。

子ども脱被ばく裁判は呆れ果てても諦めない！

「司法に物申す！抗議集会

－被ばくの問題と訴訟で明らかになったこと」

日時：2月4日（火）13時30分～17時

会場：参議院議員会館101会議室

主催：子ども脱被ばく裁判の会

[kodomo2015-info@oregano.ocn.ne.jp](mailto:kodomo2015-info@oregano.ocn.ne.jp)

☎080-5220-4979（今野）

※棄却決定の内容や裁判資料、活動の様子や総括集会について、詳しくは裁判の会サイトをご覧ください。

<https://kodomodatsuhibaku.blogspot.com/>



2024年11月27日

## 女川原発再稼働差止訴訟原告団・弁護団、「声明文」

本判決は、避難計画について、全く踏み込まなかった一審判決とは異なり、避難計画の内容に踏み込んだ点は評価できる。しかし、以下の点で不当である。

- 1 深層防護は、他の防護措置とは独立して効果をあげるべきものであるにもかかわらず、本判決では、複数の防護レベルで全体としての効果が期待されればよい旨の判断をした。かかる判断は、「どれだけ対策を尽くしたとしても事故は起きるものとして考えるというのが、防災に対する備えとしての基本である」との規制委員会の判断を否定するものである。
- 2 続いて、本判決は、第5レベルの防護措置に求められる防護の効果をあげられないというためには、一斉避難をしなければならないような放射性物質の異常な放出の具体的な機序や態様を特定することを求めている。しかし、これでは、予測不可能な事故が起こりうることを無視している。不可能な立証を求めたもので不当である。
- 3 6頁目以下は、我々が重点を置いて主張した避難場所の開設困難、バス輸送の確保ができないことについて判断したものである。避難場所の開設困難については要するに臨機応変に決定すればよいとの判断であった。しかし、そもそも我々は、どのような事故であっても開設が困難であると主張・立証してきたのであり、本判決の判断は、証拠を無視した判断であると言わざるを得ない。バス輸送の確保ができないことはそれを認めるに足りる的確な証拠はないと判断した。しかし、この点は我々は十分に主張・立証してきた。逆に、本判決は、バス協会と協定を締結した、市職員が添乗する旨述べているが、協定の実行不能であること、添乗員の確保が非常に困難であることなどは十分に立証しており、証拠を無視した判断である。

# 【女川原発アラカルト】

## 【11月】

18日(月) 東北電力、女川原発2号機再稼働に伴い、2025年2、3月分の電気料金を一時的に割引ポイント付与する還元策を発表。本格的引下げは否定。

20日(水) 東北電力樋口社長、武藤経産相に女川2号機の再稼働を報告。

23日(土) 女川町阿部律子町議と高野晃町議、「使用済み核燃料の乾式貯蔵計画についてのアンケート」配布行動、女川町内2200世帯に配布。7名参加。

24日(日) 東北電力、設備や機器の点検のため、女川2号機の「中間停止」実施。

27日(水) 女川原発再稼働差止訴訟控訴審「控訴棄却」判決。仙台高裁第3民事部(倉澤守春裁判長)101号法廷、140名参加。報告集会、仙台弁護士会館4階。女川原発再稼働差止訴訟原告団・弁護団、「声明文」発表。

27日(水) 東北電力、2024年度第2四半期の原子力規制検査の評価結果を公表。「指摘事項」、重要度「緑」。深刻度SL IV(通知なし)。女川原発2号機、力量の付与が不十分であったことによる現場シーケンス訓練及び大規模損壊訓練における重大事故等対処設備の送水用ホース接続失敗。2024年8月15日に実施した大規模損壊訓練および8月20日から22日にかけて実施したシーケンス訓練において、大容量送水ポンプを用いた送水を行うための送水用ホースの敷設・接続作業を実施していたところ、送水用ホースの一部が接続できなかったことが指摘され、改善措置が求められた。

仙台市、新築建築物への太陽光パネル設置を促進する制度の検討を市環境審議会に諮問。

28日(木) 東北電力樋口社長、女川2号機の12月26日営業運転再開を発表。

規制委、女川原発2号機の使用済み核燃料の乾式貯蔵施設についての新規制基準適合性審査会合(第6回)。

東北エネルギー懇談会、講演会「国際エネルギー情勢と日本のエネルギー転換」久谷一朗氏(日本エネルギー経済研究所)、仙台市内、約160人参加。

29日(金) 「子ども脱被ばく裁判」、最高裁が「棄却」決定。12月4日「抗議声明」。「私たちは、国及び福島県によって行われた違法な被ばく防護対策を許した最高裁に強く抗議するとと

もに、行政が住民の被ばく防護対策に真摯に向き合うよう今後も力を尽くすことを宣言する。子ども達は自らを護れない。子ども達を護るのは大人達の責任であり、義務である。私たちは呆れ果てても諦めない」

<https://kodomodatsuhibaku.blogspot.com/2024/12/blog-post.html>

30日(土) 日本基督教団東北教区放射能問題支援対策室いずみ、「第98回甲状腺エコー検査inかくだ」、角田市市民センター、寺澤政彦医師(てらさわ小児科/仙台市)、25名が受診。

女川原発UPZ住民の会と原発を考える登米市民の会、「どうすれば原発を止められるか」高野さん講演学習会、登米市中央公民館視聴覚室。29名参加。

## 【12月】

2日(月) 女川原発再稼働差止訴訟原告団・弁護団、11月30日の脱原発弁護団全国連絡会との協議の結果、高裁判決に対し、苦渋の選択で、上告及び上告受理の申立をしないことを決定。

東北電力、女川町の全戸と石巻市の一部(旧牡鹿町)の世帯約3600戸を対象に、対面での「こんにちは訪問」を開始。1994年から実施、今回で47回目。

4日(水) ふるさとを返せ!津島原発訴訟控訴審第11回口頭弁論期日&進行協議、仙台高裁第1民事部101号法廷。原告団のBさんの原告意見陳述、白井弁護士が「作為的加害行為による国の責任」を意見陳述。菊間龍一弁護士が「シビアアクシデント対策義務違反の観点から」を意見陳述。原告、弁護団、支援等約90名参加、傍聴席は満席。報告集会、仙台市戦災復興記念館4階第一会議室。

東北電力、予定していた女川2号機の原子炉再起動を「冷却用の海水を流す配管内のフィルターにごみなどが詰まっていないか確認する作業に時間がかかった」として延期。11月24日の中間停止から、5日午前6時再起動、午前9時19分「臨界」。7日、発電再開。

5日(木) 「脱原発をめざす宮城県議の会」学習会、県議会庁舎1F議員応接室。女川原発再稼働差止訴訟原告団長原さんと日野さんが、裁判支援の御礼を伝え、判決結果とその内容について説明。

6日(金) 秋保地区の住民ら10団体連名で、太陽光パネル製造工場計画中止を求める陳情書を村井知事宛に提出。

7日(土) みやぎアクション、オンライン会議。15名参加。



10日(火) UPZ住民の会、10/29付「折込チラシの内容に関する質問」に対する東北電力からの回答、涌谷町公民館。本店原子力部等6名、口頭のみで文書回答なし。20名参加。

11日(水) 東北電力、県・女川町・石巻市ならびに登米市・東松島市・涌谷町・美里町・南三陸町に、11月分の女川原発1の廃止措置実施状況、及び2・3号機の「定期事業者検査」の状況報告。

13日(金) 女川原発再稼働を許さない!みやぎアクション、原発問題住民運動宮城県連絡センター、11/5提出「移動式炉心内計装系(TIP)のトラブルについての質問書」への東北電力「回答の場」。固定式中性子検出器と移動式炉心内計装系の全体像、トラブルの詳細とその原因、対策についての詳しい説明を求め、トラブルの原因が「ナットの緩み」と発表されたことも含め、ナットの締め付け不足で表面化したトルク管理のこと等を質問。また、9月30日の面談の際に時間が足りなかった「防潮堤問題に関する再質問書」について、12月6日付で回答メールが届いたが、膨大な規制委員会HPの中での当該資料の場所を尋ねたのに対し、「個別の検討資料について逐一ご紹介することは差し控させていただきますので、規制委員会HPより適宜ご確認いただければと存じます」と木で鼻をくくったような回答で、土木部の対応が非常に悪いので抗議し再度問いただした。再起動延期問題(12/4→12/5)についても確認。7名参加。県政記者会で記者会見。

須田女川町長、町議会一般質問で女川原発敷地内に保管される使用済核燃料を対象に導入を検討している町独自の使用済核燃料税について、2026年度課税開始する方針を表明。

14日(土) 女川原発再稼働ストップの会、避難計画の説明会、講師：町防災管財課和泉氏、町農村環境改善センター、20名参加。

みやぎ地域・市民電力連絡会2024年度年会、基調講演「地産地消のエネルギー」新妻弘明氏(東北大学名誉教授)、日立システムズホール仙台エッグホール、オンライン参加含め41名参加。

14日(土)15日(日) 放射能問題支援対策室いずみ、「第99回甲状腺エコー検査inせんだい」、あいこーぷ宮城日の出町センター、寺澤政彦医師、44名が受診。

15日(日) 放射能から子どもを守るふるかわ連絡会、元福井地裁裁判長樋口英明さん講演会『地震と原発～本当は誰でも分かる原発訴訟』、後援：大崎タイムス社、パレットおおさき

/多目的ホール。約250名参加。

17日(火) あさこはうすのあつこさんを囲む会実行委、大間のあつこさんを囲む会、石巻市蛇田公民館、約40名参加。

18日(水) 県、大崎市岩出山葛岡宮地や同市岩出山葛岡岩乃沢、同市鳴子温泉前森、角田市島田、亘理町宇卑下入で11月23日～12月10日に捕獲された野生イノシシ8頭から111～128Bq/kgの放射性セシウムを検出したと発表。

20日(金) 気仙沼の森と海を守る会、東急不動産(東京)の風力発電事業計画中止の要望書と反対署名8529筆を菅原茂市長に提出。

23日(月) 女川原発から30km圏内5市町の首長ら、「UPZ関係自治体首長会議」を廃止、新たに「女川原発UPZ関係自治体協議会」を設立。宮城県に対して、核燃料税の交付金の増額を求めていくとしている。周辺住民の命と生活を守るべき自治体がこぞって原発マネーに群がる情けない姿勢に呆れる。

26日(木) みやぎアクション、「女川原発の営業運転開始を許すな!」抗議行動。師走のせわしない中にもかかわらず、16時からの東北電力本店前のスタンディングは30名、17時からの元鍛冶丁公園の集会・アピール行進には約60名が参加。本店前では参加者が代わる代わる発言、抗議。お連れ合いの方が小高出身という方が、いまでも原発事故の影響が続いていること等を話され、「みなさんも本当は動かしたくないのではないですか」と訴え。集会では多々良さん、日野さんから発言をうけ、立石さんからは大崎焼却差止裁判の報告。様々な旗が立ち並ぶなか、師走の一番町を「営業運転許さない!」と力強く訴え。

東北電力、女川2号機の「総合負荷性能検査」を終え、16時、規制委員会から「使用前確認証」を交付され、営業運転再開。

27日(金) 東北電力、女川2号機の第11回定期事業者検査が終了したことに伴い、「女川原子力発電所第2号機第11回定期事業者検査報告書」をとりまとめ、安全協定に基づき、宮城県、女川町、石巻市ならびに登米市、東松島市、涌谷町、美里町、南三陸町に提出。定期検査期間：2010年11月6日(土)～2024年12月26日(木)5165日間(発電停止期間：2010年11月6日～2024年11月15日5124日間)。

#### 【1月】

12日(日) みやぎアクション、オンライン会議。16名参加。

16日(木) 阿部・高野女川町議、「使用済み核燃料の乾式貯蔵計画についてのアンケート」結果

報告の記者会見。187 通の回答があり、多くが乾式貯蔵施設に反対。17 日、町に東北電力による住民説明会や住民投票の実施を申入れ。

東北電力、女川原発3号機の新規制基準適合性審査申請に向け、データ拡充を目的として原子炉建屋周辺でボーリングによる地質調査を実施すると発表。20日にも着手、調査期間は2年程度を予定。

東北電力、県・女川町・石巻市ならびに登米市・東松島市・涌谷町・美里町・南三陸町に12月分の女川原発1の廃止措置実施状況、及び2・3号機の「定期事業者検査」の状況報告。

17日(金) 脱原発金曜スタンディングの会、女川2号機再稼働・営業運転強行に抗議し『昼スタンディング』、仙台フォーラス前。11/22日11人(最高記録)、29日8人、12/6日7人、13日8人、20日8人、27日5人、1/10日7人、17日7人参加。

(空)

## ●脱原発みやぎ金曜デモ

【11月】

【反戦】脱原発のみをシングルイシューとしてきた脱原発みやぎ金曜デモですが、戦争による原発災害の危機が現実のものとなったのを踏まえ、ウクライナに対する戦争を直ちに停止せよ、と訴えます。

22日(金) 第548回「金曜デモ」、元鍛冶丁公園から25名の市民が参加。

29日(金) 第549回「金曜デモ」、寒くなってきた仙台的の街を、途中ガザ戦争反対のスタンディングの方々ともエールを交換し、女川原発2号機の12月26日営業運転を止めよう!と、元鍛冶丁公園から20名の市民が参加。

【12月】

6日(金) 第550回「金曜デモ」、師走、元鍛冶丁公園から15名の市民が参加。

13日(金) 第551回「金曜デモ」、元鍛冶丁公園から20名の市民が参加。

20日(金) 第552回「金曜デモ」、肴町公園から20名の市民が参加。

22日(日) 「みやぎ金曜デモの会」総会、会計報告、今後の活動と体制を確認、仙台市市民活動サポートセンター研修室5、21名参加。

【1月】

10日(金) 第553回「金曜デモ」、雪の為デモは中止。元鍛冶丁公園に9名の市民が参加。

## ●汚染廃棄物「焼却」をめぐる動き

【11月】

22日(金) 大崎耕土を放射能汚染させない連絡会、大崎市長宛要望への回答についての積み残し分の面談(対面は環境保全課)。県外焼却は県の主導がますますはっきりした(周辺住民への周知「チラシ」「回覧板」「住民代表への説明」を行ったというのは、県が得た情報)、搬出先は、県内に放射性廃棄物を抱えた県であることが判明。

【12月】

25日(水) 放射能汚染廃棄物の焼却差止め大崎住民訴訟控訴審、棄却判決、仙台高裁101号法廷第2民事部見米正裁判長。報告集会、仙台市戦災復興記念館会議室、弁護士、原告団、支援70名参加。「本判決は放射能汚染廃棄物のクリアランスレベル(汚染物として取り扱わなくてよい基準)100Bq/kgを80倍にも緩め、8000Bq/kg以下であれば実質的に一般廃棄物と同様な取り扱いで良いとする汚染対処特措法を恒久化させるという意味を持ちます。8000Bq/kg以下であれば放射性廃棄物がいくらあろうと、それに取り囲まれた生活・被ばくは忍従せよという原発推進派にとって極めて都合の良い宣言文のような判決です。「被ばくはできるだけ少なく」から「ある程度の被ばくは我慢しろ」という大転換の先取り判決と言えます」(ちくりん舎HPより)

【1月】

6日(月) 大崎住民訴訟原告・弁護士、上告方針を確認。8日、原告99名で上告。9日、弁護士が記者会見。

(空)

『鳴り砂』2-134号(通巻313号)別冊  
2025年1月20日

発行●みやぎ脱原発・風の会

(連絡先) 〒980-0811

仙台市青葉区一番町4-1-3

仙台市市民活動サポートセンター内

レターケース No. 76

電話&FAX 022-356-7092(須田)

<http://miyagi-kazenokai.com/>